

○新潟市西堀地下駐車場条例

平成13年3月30日

条例第6号

改正 平成17年7月1日条例第56号

平成18年12月21日条例第71号

平成22年3月23日条例第18号

平成23年3月22日条例第11号

(設置)

第1条 中心市街地の円滑な道路交通を確保するとともに、市民の利便の向上及び商業の振興に寄与するため、新潟市西堀地下駐車場(以下「駐車場」という。)を新潟市中央区西堀前通6番町893番地1に設置する。

(平18条例71・平23条例11・一部改正)

(営業日)

第1条の2 駐車場は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平17条例56・追加, 平23条例11・一部改正)

(供用時間)

第2条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、当該時間を変更することができる。

(駐車料金)

第3条 駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 市長は、回数駐車券を発行することができる。

(平23条例11・一部改正)

(駐車料金の徴収)

第4条 駐車料金は、駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)から自動車を出場させるときに徴収する。ただし、回数駐車券による場合にあつては、これを発行するとき徴収する。

(平23条例11・一部改正)

(共通駐車券)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、市長以外の団体等が発行する駐車券で商業振興上特に必要と認めたもの(以下「共通駐車券」という。)を受領することによって駐車料金

の全部又は一部の徴収に代えることができる。

2 共通駐車券の利用による駐車料金の額は、別表第2に掲げるとおりとし、共通駐車券による利用の実績により、1月ごとに前項に規定する団体等から徴収する。

(駐車料金の免除)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める駐車料金の額を免除することができる。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車により駐車場を利用する場合 駐車料金の全額
- (2) 国又は地方公共団体の職員が駐車場の付近において防災活動その他の緊急を要する公務を行うため駐車場を利用する場合 駐車料金の全額
- (3) 規則で定める市の施設における用務又はその利用のため駐車場を利用する場合 駐車場に入場後60分を経過するまでの間の駐車料金の額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 その都度市長が定める額

(平23条例11・一部改正)

(駐車料金の不還付)

第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、その駐車料金の全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとする場合
- (2) 人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとする場合
- (3) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれのある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、駐車場の管理上支障があると認める場合

(行為の制限)

第9条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 施設、設備又は他の自動車を損傷すること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、駐車場の管理上支障があると認める行為をすること。

(供用の休止)

第10条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認める場合は、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害の責任)

第11条 市長は、駐車場に駐車する自動車の損傷又は滅失については、その責めを負わない。ただし、その自動車の保管に関し、善良なる管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第12条 駐車場の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせる。

(平17条例56・全改)

(指定管理者の指定の手續)

第14条 駐車場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、駐車場の指定管理者として指定するものとする。

(1) 駐車場の平等利用が確保されること。

(2) 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(平17条例56・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関する業務

(2) 駐車料金の免除に関する業務

- (3) 第8条の規定による駐車拒否等に関する業務
- (4) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他駐車場の管理上、市長が必要と認める業務

(平17条例56・追加)

(秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(平17条例56・追加)

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例56・追加)

(過料)

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により駐車料金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平17条例56・旧第14条繰下)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例56・旧第15条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年新潟市規則第49号で平成13年10月1日から施行)

附 則(平成17年条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市西堀地下駐車場条例の規定により、最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第14条の規定にかかわらず、同条第2項の基準に適合するものとして、市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が駐車場の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1 1の表及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する利用に係る使用料について適用し、施行日前に開始した利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された改正前の別表第1 2の表に規定する回数駐車券は、改正後の別表第1 2の表に規定する回数駐車券とみなして使用することができる。
- 4 施行日前に、施行日以後の利用に係る定期駐車券を発行する場合に徴収する使用料の額は、改正後の別表第1 3の表に規定する額とする。

附 則(平成23年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に開始した利用に係る使用料については、第1条の規定による改正後の新潟市西堀地下駐車場条例別表第1 1の表及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

(平22条例18・平23条例11・一部改正)

1 時間駐車料金

区分	金額(1台につき)
1 2の項に規定する利用以外の利用	30分までごとに180円
2 夜間における150分を超える利用	900円

備考

- 1 上表中「夜間」とは、午後8時から翌日の午前8時までをいう。
- 2 駐車場の利用時間に30分に満たない端数がある場合は、これを30分に切り上げる。

2 回数駐車券料金

区分	金額
30分券(20枚つづり)	3,000円

備考 この表の30分券5枚をもって1の表2の項に規定する利用に係る駐車料金に充当することができる。

別表第2(第5条関係)

(平23条例11・全改)

共通駐車券料金

区分	金額
30分券	180円を上限として規則で定める額